



地域社会とともに一世紀

くセーフティネット一筋にく

100th ANNIVERSARY

2012.12.01

社会福祉法人 遠州仏教積善会

100周年記念誌

ご挨拶

左右田 丈夫

社会福祉法人 遠州仏教積善会 会長
救護施設 慈照園 園長



社会福祉法人 遠州仏教積善会の創立100周年を迎えることの慶びと、地域社会をはじめ、各方面の皆様から寄せていただいた深いご理解と厚いご援助に感謝を申し上げます。

法人の100年を顧みますと事業内容から3つの時期に分かれます。

まず、明治43年(1910)5月、浜松分監長が浜松の寺院と篤志家に出獄者の保護を委託、明治45年(1912)3月24日小西四郎浜松市長を会長として「遠州保護会」を設立し、浜松市三組町にて「更生保護事業」を開始したのが始まりです。大正2年(1913)「遠州積善会」と改称、大正9年(1920)に、現在の土地を浜松市から無償譲渡を受け、建物を建築、翌年(1921)4月移転し、「財団法人 遠州仏教積善会」として活動を始めました。戦災にあい、事業は一時停止しましたが、昭和22年(1947)にはバラックを建て、再開しました。

昭和26年(1951)浜松市が設置主体となり、生活保護法に基づく更生施設を建設することになり、昭和27年(1952)5月17日には「社会福祉法人 遠州仏教積善会」に組織変更、6月1日付で、浜松市と法人は「更生施設 浜松市立慈照園」委託契約を締結し、生活困窮者支援事業を開始しました。

平成5年(1993)施設建替に伴い、浜松市との委託契約を解除し、4月1日付で、「救護施設 慈照園」が認可され、事業を始めて現在に至ります。

明治・大正・昭和・平成の四世代にわたり、脈々と受け継がれ、一世紀という長い間、喜びや悲しみを積み重ねながら試練を乗り越えてきました。

福祉の事業形態は、移りゆく世相やニーズに従い、ずいぶん変化してきましたが、一口で言うならば、当法人は慈悲と寛容の精神で「セーフティーネット一筋に」100年という長い道のりを歩いてきたと言っても過言ではないと思います。それを支えて下さった国や静岡県、浜松市をはじめ地元市町村などの行政機関、各社協、寄付をしていただいた方々、地域の皆様に深く御礼申し上げます。

我が国の経済・雇用状況も低迷が続く中、稼働能力のある生活保護受給者が急増し大きな社会的課題となり、抜本的な改革が必要とさえわれています。「社会福祉法人 遠州仏教積善会 慈照園」は、さらなる入所者の地域移行支援・自立支援機能の充実強化を図り、居宅生活訓練事業や一時入所など積極的に推進していく所存であります。

最後に、各位のご指導とご鞭撻をいただきたくお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

草創期 1912—1951

静岡県の更生保護の始まり

1880

1880

明治13年

- ▶ 8月
金原明善が、出獄した岡本健三郎、川村矯一郎と会い、監獄の惨状を聞き、囚人を悔悟させる必要を感じた。
- ▶ 11月
金原明善は静岡・常光寺住職に依頼し、静岡監獄署内で囚人を集めて行う説教(教誨)を開始した。

1881

1881

明治14年

金原明善と川村矯一郎は、この説教(教誨)を静岡県内の監獄すべてに行き渡らせるために組織を作った。「静岡勸善会」である。(明治26年まで)

1888

1888

明治21年

金原明善と川村矯一郎は、釈放者保護のために「静岡県出獄人保護会社」を設立する。

1900

1900

明治33年

静岡県出獄人保護会社が社団法人となる。(～明治44年まで)

1910

1911

1911

明治44年

社団法人静岡県出獄人保護会社を解散、財団法人静岡勸善会が設立される。

1912

1913

浜松の更生保護の始まり 「遠州仏教積善会」の草創期

1910

明治43年

- ▶ 5月
静岡監獄浜松分監長中村時夫は、出獄者の保護を寺院と有志に委託する。
- ▶ 12月
静岡県が「出獄人保護手続」を制定する。

1912

明治45年

- ▶ 3月24日
「遠州保護会」を設立。
浜松市三組町171番地に
事務所を置き、事業を開始した。

1913

大正2年

- ▶ 11月19日
遠州仏教救護会と合同し、「遠州積善会」と改称した。
浜松市山城町 方広寺所有地内二階建て家屋を
10年間無償で貸与を受け活動した。(※2)

「明治四十三年五月時ノ浜松分監長ハ出獄者ヲ山本作吉ナルモノニ委託シ保護セシメタルニ良成績ヲ得タリ。依テ浜松区裁判所検事及同市有志ト図リ明治四十五年三月二十四日浜松市長ヲ会長トシテ遠州保護会ヲ設立シ事務所ヲ浜松市三組百七十一番地ニ置キ出獄人保護ヲ取扱ヘリ。」
(司法大臣官房保護課編「司法保護要覧(上)」
大正十三年三月 291～311頁)(※2)

この頃の保護団体の大部分は、地域別寺院住職の連合体で、収容施設をもっていなかった。当会は小規模ながら収容保護(直接処遇)を実施し、当時としては画期的な事であった。(※3)

大井川以西1市6郡(浜松・浜名・引佐・磐田・周智・小笠・榛原)に各支部を置き、各寺院が被保護者を訪ね、指導監督(間接保護)を行った。この各支部の活動が、現在の保護司の活動となる。また、当会では主として出獄者のみを収容保護してきたが、刑の執行猶予者、微罪釈放者、その他生計困難な者をも含め事業を拡張したので施設が狭くなった。(※3)

1920

大正9年

- ▶ 1月23日
遠州各郡市より補助金の交付を受けることになる。
- ▶ 6月6日
浜松市鴨江町長者平(現在の慈照園の所在地)
市有地516坪の無償下付を受け、59.5坪の建物を建築する。
建築費は、篤志家の志納と1市6郡の各家より
一戸平均10銭の割合で寄付金を募り、これに充てた。(※3)

御下賜

大正12年より昭和20年まで例年2月11日記念節にあたり
事業御奨励の思召を以って御下賜金を賜る。

補助金下附

大正2年4月23日 静岡県補助金

大正2年12月16日 司法省奨励金

大正3年11月11日より昭和19年11月まで

浜松市、浜名郡、引佐郡、周智郡、磐田郡、小笠郡、
榛原郡 各町村補助金

昭和21年2月11日 司法省奨励金

昭和21年12月20日 恩賜財団慶福会奨励金



資金造成第1回托鉢 大蔵寺本堂前
山崎浜松市助役 米山学務課長を先頭に

1921

大正10年

- ▶ 4月2日
鴨江へ移転。「遠州仏教積善会」と改称し、財団法人となる。
経費は補助金の外、遠州一円の寺院が春秋二季に托鉢を
実施して浄財を集め、それを経常費に充当したが、これは活動
資金として大きな財源であった。特に浜松支部においては、
各歴代の会長である浜松市長が托鉢の先頭に立ち、地域の
理解と協力を頼むなど、ユニークな活動をし、特に渡辺市長の
"旗持ち"は古老の語り草である。(※3)



昭和9年(1934)功労者表彰式
会長(高柳市長)より 感謝状と記念品贈呈

1934

昭和9年

- ▶ 9月18日
創立25周年を記念し、浜松市下池川町天林寺にて、
「功労者表彰式」が催される。
功績を讃えると共に志気を鼓舞する役割を果たした。
当時の写真に、天林寺、玄忠寺、教興寺、法雲寺、浄土寺、
西見寺、大蔵寺ほか十数名の御顔が写っている。(※3)



昭和9年(1934)9月18日 功労者記念写真



昭和9年(1934)11月5日 伝馬町愛知銀行角

1945 昭和20年

戦災を受け、土堀と土蔵そして金庫を残し、建物家具什器一切を消失し、事業を一時中止せざるを得なかった。

日中事変に続く太平洋戦争(当時は大東亜戦争)も後半期に入ると物資の欠乏は著しく、国民はいわゆる「欲しがりません勝つまでは」のスローガンの下に、極端な耐乏生活を強いられており、当時の積善会がどのような状態で運営されていたものか、利用者がどのような日々の生活を窺い知ることは難しいが、国民総動員法によって軍需工場へと駆り出されたものと思われる。

昭和20年に入ると浜松は軍都なるが故に、度重なる空襲を受けたが、6月18日のB29爆撃機による焼夷弾攻勢は激烈を極め、市の中心部は焦土と化した。積善会の建築物もこれを免れることができず、事業の一時停止に追い込まれた。(木全富雄)



「財団法人」とある焼け残った大倉



平成4年(1992)まで残っていた土堀と土蔵

1947 昭和22年

▶ 3月

仮建築物(22坪)を再建し、事業を開始した。

終戦後は、経済の貧困と人心の荒廃は著しく、特に青少年の犯罪が増加した。それをみて、木全大孝会長はじめ各理事は、一刻も早く保護施設の復興を痛感し、各方面から寄付金を募り、あらゆる困難を排して焼野ヶ原に、昭和22年7月28日、22坪のバラックを建て、細々ながら対象者を保護し事業を再開した。当時、一番困った事は、食糧と衣料の給付であった。日本中が貧しい時代で確保に苦慮した。出獄者の大部分は、食うや食わず、着のみ着のままで訪れたからである。次は職業の斡旋であった。不況もさることながら刑余者に対する認識が薄く、保護観念が徹底せず難航した。しかし右表のような実績をのこしている。(※3)

遠州仏教積善会は、昭和22年7月、2カ年の月日を経て事業を再開したとある。現今の目線で見ると2年という空白期間は長く感ぜられるが、当時の住宅事情をみても、焼け跡に千円バラックという窓も無い六畳間と土間だけの小屋に住んでいる状況で、まだ防空壕という穴蔵での生活を続けている有様の中、例え22坪という小さな建物であれ、人間が住める場所を提供して事業を再開したということは、まさに驚異的なことである。(木全富雄)



司法保護事業法廃止に伴う感謝状

	昭和23年	昭和24年	昭和25年	昭和26年
実人員	454	582	633	306
延人員	1264	1147	1444	1259



昭和25年(1950)9月12日 高松宮殿下の視察



殿下に沿革・現況を申し上げる木全会長

1950 昭和25年

▶ 9月12日

高松宮殿下視察

保護事業所奨励の思召を以って、高松宮殿下御視察の榮に浴し、その際、殿下の御激励に対し、施設の拡充計画を、関係官庁と連絡調整中である旨をお答え申上げた。その後、県・市当局と何回か協議を重ねた結果、時代の要請に従い今までのように犯罪者等を対象とする更生保護施設ではなく、生活保護法による更生施設として出発することになった。(※3)

1951 昭和26年

▶ 10月

バラック解体撤去

参考文献

- ※1 「浜松市史」第十三編 社会事業 第二章 施設社会事業 (753頁 他)
- ※2 「静岡県助善会100年史」平成6年12月1日(387頁 他)
- ※3 「遠州仏教積善会70年のあゆみ」(昭和58年11月1日)

戦後・更生施設期 1952-1993

更生施設とは

更生施設は社会福祉法(昭和27年当時は社会福祉事業法)第2条によって定められた第一種社会福祉事業で、生活保護法第38条第1項によって規定された保護施設の一つです。第38条3項には次のように定められています。

第38条3項…更生施設は、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

1952 昭和27年

- ▶ 5月17日
「社会福祉法人 遠州仏教積善会」に組織変更。
- ▶ 5月31日
法人は、「更生施設 浜松市立慈照園」を設置した浜松市と委託契約を締結した。
- ▶ 6月1日
「更生施設 浜松市立慈照園」の事業を開始した。



昭和28年(1953)1月25日 高松宮殿下再臨

1953 昭和28年

- ▶ 1月25日
高松宮殿下 再度視察
昭和28年1月、再び高松宮殿下の御来臨を仰ぎ、今迄の経過と今後の抱負を申し上げたところ、殿下から労いと御激励の御言葉を賜った。役職員一同は光榮に思い勇気づけられ一層業務に精励したとの事であった。(※3)



昭和40年(1965)事務風景

1957 昭和32年

- ▶ 10月12日
「社会福祉法人 遠州仏教積善会診療所」を開設した。
(新)生活保護法により、更生施設「慈照園」を経営し始めたものの、まだ刑務所から出所した対象者が多く、昭和32年(1957)になって、刑務所や拘置所の名が入所者名簿から消えている。つねに入園者の数は遙かに定員を下回り、55%～60%の充足率であった。しかも入園者の中には、悪質な者も大勢いて、勤労による収入が認定されると、自己負担金を未払いのまま無断退園してしまうなど、困難なケースもあった。そのため、常に経営は逼迫し、赤字補填のため、共同募金を一般経常費に配分してもらった時もあった。
(退所者数や退所理由はP40のグラフ参照)



昭和40年(1965)前庭をグラウンドに



昭和40年(1965)日常風景

1963 昭和38年

▶ 9月1日

静岡保護観察所浜松駐在官事務所が慈照園事務所に開設された。



昭和38年(1963) 浜松駐在官事務所 当時の門標

1967 昭和42年

▶ 3月26日

静岡保護観察所浜松駐在官事務所が慈照園より
浜松法務合同庁舎へ移転した。

昭和43年(1968) 運動会

1983 昭和58年

▶ 11月1日

70周年記念誌「70年の歩み」発刊

昭和39年(1964)には、やっと定員に満ち、経営も軌道にのってきた。だが、この頃より、知的障害者の入園希望者が目立つようになり、中には介助を要する者もいた。この状態がしばらく続き、昭和54年(1981)4月、救護施設(浜松市立入野園)が出来て、知的障害者や介助を要する利用者がそちらへ措置変更されてからは、病院を退院した精神障害者が入園する傾向を示し、昭和57年(1984)では、63.3%の割合を占めるようになった。

『精神障害者の社会復帰のため、服薬治療と併行し、生活指導と作業訓練をとり入れ、さらにレクリエーションなどを通じて人間性の回復を図れば、社会復帰は決して夢ではない。多少時間はかかっても、社会復帰を前提とした処遇を施して、残存能力の開発に努め、職親の深い理解と協力によって、勤労のよろこびと生きがいを感じ、「自立更生」への道を自らの手によってきりひらかせねばならない。これには、専門的な知識と適切な指導が必要である。職員の資質の向上は勿論であるが、精神科医(嘱託)と指導員の配置は必須条件で、慈照園のみならず、更生施設における現在の課題である。』

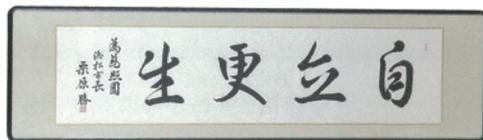
(※3)



昭和43年(1968) はじめての不在者投票



70周年記念誌「70年の歩み」



栗原勝(当時 浜松市長)書



木全 大孝

第9代会長 初代園長
明治28年3月29日～
昭和36年12月26日

大正 8年 日本大学宗教科修了
大正 13年 曹洞宗大巖寺住職
昭和 3年 浜松仏教養老院理事
昭和 6年 財団法人遠州仏教積善会理事
昭和 9年 浜松市社会教育委員
昭和 11年 静岡県方面委員民生委員
昭和 13年 静岡県保護観察所保護司
昭和 14年 司法保護委員、成人保護司
借地、借家、人事、戦事特別調停委員
昭和 18年 浜松仏教養老院長
昭和 21年 浜松区成人保護司会長
昭和 21年 浜松仏教養護院長

昭和 21年 浜松市民生委員推薦委員長
昭和 21年 財団法人遠州仏教積善会長
昭和 22年 浜松市議会議員(3期)
昭和 22年 浜松市社会事業共同募金委員長
昭和 25年 西遠地方青少年問題対策協議会委員長
昭和 26年 静岡県社会福祉協議会顧問
昭和 26年 浜松市社会福祉協議会副会長
昭和 27年 社会福祉法人遠州仏教積善会長
昭和 27年 社会福祉法人浜松仏教養護院長
昭和 30年 浜松市社会福祉協議会長
昭和 36年 11月3日静岡県表彰条例により表彰
昭和 36年 12月26日勲六等瑞宝章

1989 平成元年

- ▶ 10月1日
慈照園だより「慈光」第1号を発行した。

1991 平成3年

退園者交流会が発足した。

1992 平成4年

- ▶ 4月1日
精神科嘱託医を配置した。
- ▶ 8月4日
「救護施設 慈照園」建設のため、浜松市三組町の
仮園舎へ移転した。

1993 平成5年

- ▶ 3月31日
法人は、「更生施設 浜松市立慈照園」の委託契約を解除した。

平成4年(1992)～5年(1993)

更生施設から救護施設へ

平成2年(1990)6月に社会福祉八法が改正されて、「地域福祉の時代」が始まった。共に生きる福祉の街づくりが中軸となる。これに呼応するかのように、平成4年(1992)4月に、突然、浜松市から慈照園の園舎の改築についての相談があった。早速役員会を開き、協議を重ねた結果、「設置主体は「社会福祉法人遠州仏教積善会」、施設は更生施設ではなく、「救護施設」として発足すること」に決定した。

事前準備もしていない状況の中で、先ず設計プラン作りが始められた。実機能と景観、要望と予算、地域との折衝、その他いろいろな解決しなければならない困難な問題が山積みしていて、その実現は容易ではなかった。幸いに、国・県の予算措置と浜松市の助成が内定し、実現に向けてスタートした。居室は、大部屋ではなく全室2人部屋にし、和室とベッド室を両方を設けた。また、21世紀の福祉施設の姿として、施設が実施主体となり、地域住民と連携を図りながら、地域対策を推進し、英知を集め、相互信頼のもと、最善を尽くしていけるように「地域交流室」を併設した。

平成4年(1992)8月には浜松市三組町の市有地に作られた仮園舎に移転、旧園舎を取り壊し、10月には地鎮式。10月23日に着工した。翌年(1993)3月に竣工。仮園舎から移転、という慌ただしい1年であった。

更生施設として、事業開始(昭和27年6月1日)から、平成5年3月31日までの41年間で、実人員1,117名、延人員703,096名が入所利用した。



平成元年(1989)「慈光」第1号



平成4年(1992)仮園舎



平成4年(1992)仮園舎

救護施設 [現在] 1993—2012

救護施設とは

救護施設は社会福祉法第2条によって定められた第一種社会福祉事業で、生活保護法第38条第1項によって規定された保護施設の一つです。第38条2項には次のように定められています。

第38条2項…救護施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

救護施設となった現在、障害や病気をもち、地域での生活が困難になった人、病院退院後に支援が必要な人、ホームレス状態にある人などが利用しています。利用者の重度化高齢化への適切な対応とともに、権利擁護やさらなるサービス向上に取り組んでいます。

また、施設入所から地域生活移行への支援は、更生施設時代から引き継いでいます。さらに、通所事業や一時入所など、在宅福祉サービスにも取り組んでいます。

1993 平成5年

- ▶ 4月1日 法人は、「救護施設 慈照園」および「地域交流室」を現地に創設した。設置認可を受け、同日事業を開始した。

救護施設に種別変更したことにより、職員体勢は充実した。更生施設では指導員5名であったが、救護施設では、指導員4名に養母(現在の介護職員)5名、介助員1名が加わった。給食業務に関しては、業者に委託した。

- ▶ 9月2日 80周年記念祝賀式及び慈照園竣工式を行った。



平成5年(1993)9月2日 80周年・慈照園竣工式

1995 平成7年

- ▶ 2月1日 「救護施設退所者等自立生活援助事業」の認可を受けた。
- ▶ 5月 施設独自のデイサービス事業を開始した。



平成14年(2002) Tochiさんミニコンサート

2000 平成12年

- ▶ 4月1日 「救護施設通所事業」の認可を受けた。
- ▶ 6月1日 利用者による「あすなろ自治会」が発足した。
- ▶ 10月1日 「苦情解決システム」を創設した。



平成20年(2008)10月6日
全国社会福祉協議会設立100周年表彰状

2004 平成16年

- ▶ 4月1日 「保護施設通所事業」(特例措置)の認可を受けた。

2008 平成20年

- ▶ 4月1日 「保護施設通所事業」(定員9名(通所5名、訪問4名))の認可を受けた。
- ▶ 10月6日 全国社会福祉協議会設立100周年にあたり、天皇皇后両陛下ご臨席のもと、表彰を受けた。

2011 平成23年

- ▶ 4月1日 「保護施設通所事業」(定員20名(通所10名、訪問10名))に定員を増員した。
救護施設として、事業開始(平成5年4月1日)から、平成24年9月30日までに、実人員163名、延人員360,179名が入所利用した。



モモちゃん

平成7年10月、慈照園にやってきたコザクラインコです。「モモちゃん」と呼ぶと、「ビビッ」と小首をかしげて応える姿に、愛された利用者・職員は多かったと思います。平成24年4月8日に亡くなるまで、17年余りをともに過ごし、みんなのアイドルでした。